

答申第1056号
令和4年12月21日

字

神戸市交通事業者管理者 城南 雅一様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第12条の規定に基づき、令和4年12月21日付け神交営第2285号により質問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

定期券WEB予約システムの導入に伴うオンライン結合について
(条例第12条「電子計算機の結合の制限」に関して)

- 1 市バス・地下鉄の定期券の発売にあたり、(株)スルッとKANSAIが開発、運用する定期券WEB予約システムを導入し、同システムと交通局が保有するシステムをオンラインで結合することは、各駅の自動定期券発売機での発行が可能となり、定期券発売所の混雑緩和と利用者の利便性向上に寄与し、市民サービスの向上に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、システム及び運用の両面にわたり適切な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

定期券 WEB 予約システムの導入に伴うオンライン結合について

(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して)

別 紙

答申 1056

【定期券の利用者に係る情報項目】

- ・ 氏名
- ・ 性別
- ・ 生年月日
- ・ 電話番号
- ・ 住所
- ・ 郵便番号
- ・ 学校名
- ・ メールアドレス
- ・ 予約する定期情報（券種、区間）
- ・ 予約番号
- ・ 証明書画像（通学証明書、学生証）
- ・ 本人確認書類（健康保険証など）
- ・ Idi（IC 乗車証固有番号）